

## 第22期第21回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年3月5日（水） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館  
(京都郡苅田町磯浜町 1-2-6 TEL 093-434-1704)

### 3 議 題

- (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問） 資料1
- (2) 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と、山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流しさし網漁業について（報告） 資料2
- (3) 豊前海区における新規許可に係る制限措置等について（諮問） 資料3
- (4) 関門海峡におけるマダコの採捕制限に係る委員会指示について（協議） 資料4
- (5) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告） 資料5
- (6) その他

資料 1

(22-21 豊前漁調委)  
(令和7年3月5日)

6水第2100号

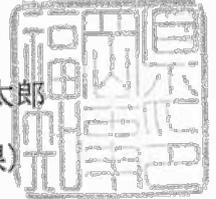
令和7年2月25日

豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○「ぶり」の別紙1への追加

- ・本県は令和2年12月1日、漁業法第14条第1項の規定に基づき、本県の資源管理を行うための方針を示した「福岡県資源管理方針」を策定した。
- ・国が定める特定水産資源（TAC 魚種）のうち、本県で漁獲のある魚種については、別紙1-1から1-10までに、その具体的な管理方針を定めている。
- ・今般、特定水産資源である「ぶり」の漁業法に基づいた資源管理が、令和7年4月1日より始まるため、国が定める資源管理基本方針が改定される。（令和7年3月上旬改定予定）
- ・これを受け、「ぶり」についても、福岡県資源管理方針の別紙1-11にその具体的な管理方針を定めることとしたい。

○漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- ・別紙1第3では各資源の漁獲可能量の県内配分基準について規定している。
- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」以外の各魚種について、「漁業法第16条第2項\*に基づく関係海区漁業調整委員会は、筑前海区漁業調整委員会とする。」旨の文を追加したい。
- ・また、豊前海区及び有明海区については、知事管理漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される委員会で報告することとしたい。

※漁業法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（補足）

- ・現状管理されている魚種は知事管理区分が一つで、国から定められた漁獲可能量の全量を配分するため、県内配分について裁量の余地がほとんどない。
- ・当該魚種の漁獲量のうち、豊前及び有明海区の割合は非常に少なく、豊前および有明海区の通常通りの操業に影響はない。
- ・知事管理区分を分ける必要が発生した際は、方針改正について全海区の漁業調整委員会に諮問する。

○別紙1-3 くらまぐろ（小型魚）および1-4 くらまぐろ（大型魚）の変更点

- ・知事管理漁獲可能量の変更について、事後報告を可能とする旨を追記する。
- ・くらまぐろ0歳魚の漁獲を増加させない取組について追記する。

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針 第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域(有明海)」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1) 第1 特定水産資源 まあじ 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。 漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。 漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>福岡県資源管理方針 第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 maidai日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域(有明海)」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1) 第1 特定水産資源 まあじ 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p>

<p>(別紙1-2)</p> <p>第1 特定水産資源 まいわし対馬暖流系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。 <u>漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第4 (略)</p>	<p>(別紙1-2)</p> <p>第1 特定水産資源 まいわし対馬暖流系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。</p>
<p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めぬこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。 <u>漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u> <u>福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁</u></p>	<p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めぬこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。</p>

獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後は変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

0歳魚(2キログラム未満)の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないため、県は漁業者が行う取組に対する指導を行うこととする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。

<p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-5)</p> <p>第1 特定水産資源 するめいか (略)</p> <p>第2 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。</p> <p>第3 漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</p> <p>第4 漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1 特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群 (略)</p> <p>第2 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まさば及びびごまさば知事管理区分に配分する。</p> <p>第3 漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</p> <p>第4 漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-5)</p> <p>第1 特定水産資源 するめいか (略)</p> <p>第2 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-6)</p> <p>第1 特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群 (略)</p> <p>第2 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まさば及びびごまさば知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p>
---	---

<p>(別紙 1-7)</p> <p>第1 特定水産資源 かたくちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流系群に配分する。 <u>漁業法第16条第2項に基づき関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙 1-8)</p> <p>第1 特定水産資源 うるめいわし対馬暖流系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。 <u>漁業法第16条第2項に基づき関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第4～第5 (略)</p>	<p>(別紙 1-7)</p> <p>第1 特定水産資源 かたくちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流系群に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙 1-8)</p> <p>第1 特定水産資源 うるめいわし対馬暖流系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。</p>
---	--

<p>(別紙1-9) (略)</p> <p>(別紙1-10)</p> <p>第1 特定水産資源 また、日本海西部・東シナ海系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県また、知事管理区分に配分する。</p> <p><u>漁業法第16条第2項に基づき関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u></p> <p><u>漁獲可能量を定めるときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>(別紙1-11)</p> <p>第1 特定水産資源 ぶり</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県ぶり知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域</p> <p>②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者</p>	<p>第4～第5 (略)</p> <p>(別紙1-9) (略)</p> <p>(別紙1-10)</p> <p>第1 特定水産資源 また、日本海西部・東シナ海系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県また、知事管理区分に配分する</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づき関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1) (略)

(別紙 2 - 1) (略)

<p>(別紙3-1) <u>削除</u>  <u>ぶり</u> (令和7年3月〇日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規程。)</p>	<p>(別紙3-1)  第1 <u>水産資源</u>  <u>ぶり</u>  第2 <u>資源管理の方向性</u>  <u>MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</u>  第3 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u>  <u>福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u>  <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u>  第4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u>  <u>なし</u></p>
<p>(別紙3-2) ~ (別紙3-11) (略)</p>	<p>(別紙3-2) ~ (別紙3-11) (略)</p>

## 資料 2

(22-21 豊前漁調委)  
(令和7年3月5日)

### 福岡県から山口県へ入漁するいかかご漁業と山口県から福岡県へ入漁するこち建網、きす流し刺し網漁業について

山口県厚狭地方漁業共励会<sup>※</sup>では、昭和30年代から福岡・山口両県の行政立ち合いの上、入漁隻数、操業期間、その他操業上の問題等について話し合いが行われている。

令和7年1月27日に書面開催された共励会において、両県漁業者の合意に基づいて、令和7年漁期の両県入漁について、次のとおり決定された。

#### (1) 福岡県から山口県への入漁

##### ア いか巣網漁業（いかかご漁業）

- ① 入漁隻数 100隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

#### (2) 山口県から福岡県への入漁

##### ア きす流し刺し網漁業

- ① 入漁隻数 12隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

##### イ こち建網漁業

- ① 入漁隻数 68隻以内
- ② 漁業時期、操業区域 昨年同様

※山口県厚狭地方漁業共励会・・・山口県と福岡県の漁業者により構成された団体

6 漁管第 1 7 6 3 号  
令和 7 年 2 月 2 6 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会  
会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）  
第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条（以下「第 42 条」という。）  
第 1 項及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下「規則」と  
いう。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請  
すべき期間を定めたいので、法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第 3 項の規定に  
基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡豊前：県外）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	きす流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	6月15日から8月15日まで	—	—	12	関係する漁業権者の同意がある者
固定式刺し網漁業	こち建網漁業	福岡県豊前海区海面	6月15日から8月15日まで	—	—	68	関係する漁業権者の同意がある者
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	6月10日から翌年2月末日まで	48kW（調整15馬力）	5トン未満	上限なし	山口県において小型機船底びき網手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を有する者であって、周防灘三県漁業協定書等に基づいて入漁する者

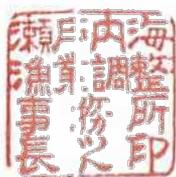
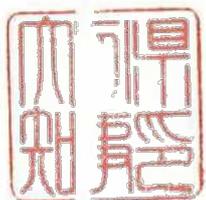
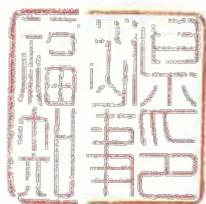
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

きす流し刺し網漁業 令和7年4月17日から令和7年5月17日まで

こち建網漁業 令和7年4月17日から令和7年5月17日まで

えびこぎ網漁業 令和7年4月10日から令和7年5月10日まで

周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書



## 入 漁 協 定 書

令和5年8月8日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第6条第2項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と福岡県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

### （入漁隻数）

- 第1条 甲は、福岡県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

### （協定の有効期間）

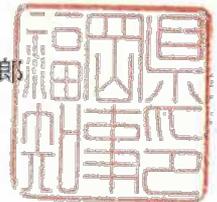
第2条 この協定は、周防灘3県協定の効力が生ずる令和6年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和5年8月8日

甲 山口県知事 村岡 嗣 政



乙 福岡県知事 服部 誠太郎



# (現行)

## 資料 4

(22-21 豊前漁調委)  
(令和7年3月5日)

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第71号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りではない。

令和4年5月6日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

### 1 指示の適用海域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

### 2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

### 3 指示の期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

# (改正案)

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第75号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りではない。

令和7年 月 日（公報搭載の日）

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

次の基点第1号、（イ）、（ロ）及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

（イ）基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

（ロ）基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

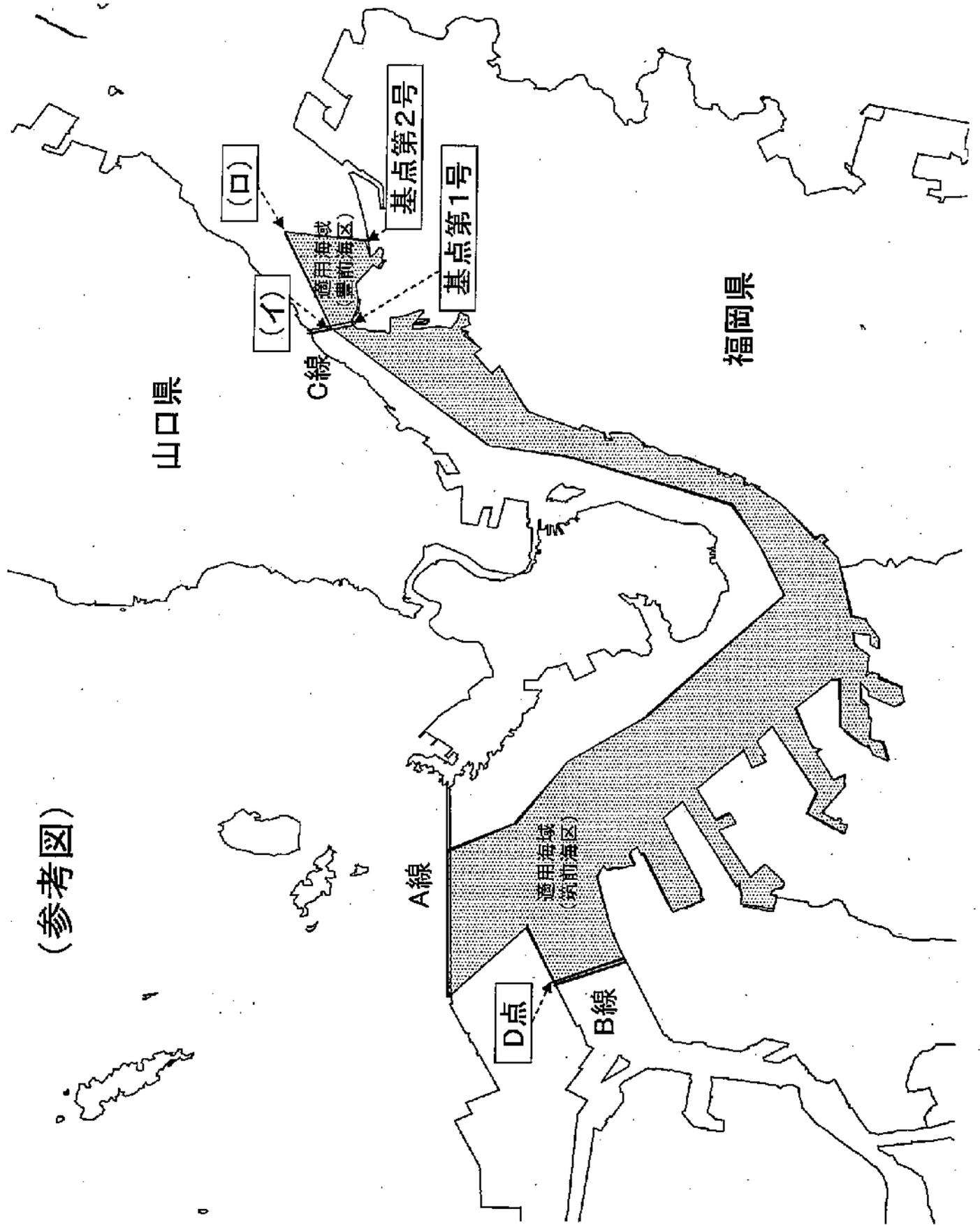
2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

(参考図)





令和7年1月14日

豊前海区漁業調整委員会  
会長 江口 猛 殿

北九州市関門海峡たこ協議会  
会長 藤島重治



### 関門海峡におけるマダコの資源管理措置について（要望）

平素より豊前海区の漁業秩序維持並びに漁業資源の繁殖保護にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、関門海峡で獲れるマダコは北九州地区漁業者にとって漁業権対象種であるとともに、非常に重要な漁業資源であります。これまで北九州市漁協平松支所では自主的に漁獲サイズの規制や、産卵期の親だこの保護に関する取り組みなどを行い、資源の安定化ならびに有効利用を計って参りました。

また、「関門海峡たこ」というブランド名をつけ付加価値向上に努めて参りました。

一方、マダコの生態を考えると、資源を安定化させるためには単一支所だけではなくある程度広域的な取り組みが必要であると考えました。

そこで、関門海峡でのマダコを漁獲している漁業者（二漁協五支所）が集まり協議を重ね、平成21年度より北九州市関門海峡たこ協議会を発足し、資源管理やブランド管理に積極的に取り組んでいくことが確認されました。その中でも400g未満のマダコの漁獲禁止が決定されたことは、非常に有意義であると考えています。

しかしながら、この海域では多くの遊漁船、プレジャーボートが集まり、相当量のマダコを採捕していると思われ、資源に対する影響、並びに漁業者の資源管理意識に対する影響は大きく、本委員会指示なくして当協議会の資源管理の継続は困難であります。

つきましては、関門海峡におけるマダコ資源の安定化、有効利用を目的として、下記の通り貴委員会に要望いたします。

様々な懸案事項もあり、ご多忙の折りとは存じますが、漁業者の窮状をご理解いただき、できるだけの迅速なご対応の程、よろしくお願い致します。

記

#### 要 望 事 項

海区漁業調整委員会指示による関門海峡（別紙1）における400g未満のマダコ採捕禁止の継続



以上

資料 5

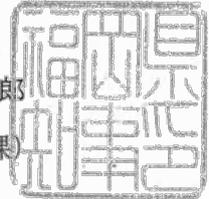
(22-21 豊前漁調委)  
(令和7年3月5日)

6 漁管第 1 6 9 2 号

令和 7 年 2 月 1 4 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、豊前海区の漁協から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



## 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和 7 年 3 月 5 日

漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第28条第2項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○豊前海区の漁業権免許状況

- ・ 第1種、第2種共同漁業権 3件
- ・ 第1種区画漁業権 32件

【参考】 漁業権に係る漁業の区分（漁業法第60条）

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アサリ、サルボウなど)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、桝網など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、かき養殖)

令和5年漁業権に係る資源管理の状況等の報告(豊前海区)

共同・区画	免許番号 (R5.9から)	免許番号 (R5.8まで)	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業者 (漁協)	関係支所	団体の別	報告の対象 となる期間(※ 1)	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況	備考
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	豊前海北部漁協	恒見、田野浦	団体	令和5年度	99	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	北九州東部漁協	今津	団体	令和5年度	27	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	曾根漁協	-	団体	令和5年度	33	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	34	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	112	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	行橋市漁協	稲童、長井	団体	令和5年度	124	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	豊築漁協	西八田、椎田町、松江浦、八屋	団体	令和5年度	156	○	適切かつ有効	
共同	豊共第1号	豊共第1号	第1.2種	(略)	福岡県、大分県境界から 北九州門司区大字久保基成号までの地先	吉富漁協	-	団体	令和5年度	70	○	適切かつ有効	
共同	豊共第2号	豊共第2号	第1.2種	(略)	北九州門司区大字久保基成号から 同市門司区大字久保基成号までの地先	豊前海北部漁協 (田野浦)	田野浦	団体	令和5年度	18	○	適切かつ有効	
共同	豊共第2号	豊共第2号	第1.2種	(略)	北九州門司区大字久保基成号から 同市門司区大字久保基成号までの地先	北九州市漁協 (旧門司)	旧門司	団体	令和5年度	18	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	豊共第3号	第1.2種	(略)	北九州市小倉南区から 京都市田町までの地先	豊前海北部漁協 (恒見)	恒見	団体	令和5年度	54	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	豊共第3号	第1.2種	(略)	北九州市小倉南区から 京都市田町までの地先	北九州東部漁協 (本所)	-	団体	令和5年度	16	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	豊共第3号	第1.2種	(略)	北九州市小倉南区から 京都市田町までの地先	曾根漁協	-	団体	令和5年度	33	○	適切かつ有効	
共同	豊共第3号	豊共第3号	第1.2種	(略)	北九州市小倉南区から 京都市田町までの地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	34	○	適切かつ有効	
区画	豊区第1号	豊区第1号	第1種	のり	京都市大宇裏島地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第2号	豊区第2号	第1種	のり	行橋市大宇裏島地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第3号	豊区第3号	第1種	のり	行橋市大宇裏島地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第4号	豊区第4号	第1種	のり	行橋市大宇裏島地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第5号	豊区第5号	第1種	のり	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	団体	令和5年度	-	-	合理的理由あり	休業
区画	豊区第101号	豊区第101号	第1種	のり	行橋市大宇裏島地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	4	○	適切かつ有効	
区画	豊区第201号	豊区第201号	第1種	かき	北九州市門司区大字喜多久地先	豊前海北部漁協	-	団体	令和5年度	6	○	適切かつ有効	
区画	豊区第202号	豊区第202号	第1種	かき	北九州市門司区大字伊川地先	豊前海北部漁協	-	団体	令和5年度	6	○	適切かつ有効	
区画	豊区第203号	豊区第203号	第1種	かき	北九州市門司区大字浦中地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和5年度	-	-	合理的理由あり	休業
区画	豊区第204号	豊区第204号	第1種	かき	北九州市門司区大字井の浦地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和5年度	54	○	適切かつ有効	
区画	豊区第205号	豊区第205号	第1種	かき	北九州市門司区大字恒見地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和5年度	54	○	適切かつ有効	
区画	豊区第206号	豊区第206号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字恒見地先	豊前海北部漁協	恒見	団体	令和5年度	54	○	適切かつ有効	
区画	豊区第207号	豊区第207号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字吉田地先	北九州東部漁協	-	団体	令和5年度	-	-	合理的理由あり	施設破壊
区画	豊区第208号	豊区第208号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字吉田地先	北九州東部漁協	-	団体	令和5年度	11	○	適切かつ有効	
区画	豊区第209号	豊区第209号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	団体	令和5年度	26	○	適切かつ有効	
区画	豊区第210号	豊区第210号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	団体	令和5年度	26	○	適切かつ有効	
区画	豊区第211号	豊区第211号	第1種	かき	京都市門司区大字井の浦地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第212号	豊区第212号	第1種	かき	京都市門司区大字恒見地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第213号	豊区第213号	第1種	かき	京都市門司区大字恒見地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第214号	豊区第214号	第1種	かき	京都市門司区大字恒見地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第215号	豊区第215号	第1種	かき	京都市門司区大字恒見地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第216号	豊区第216号	第1種	かき	京都市門司区大字恒見地先	刈田漁協	-	団体	令和5年度	15	○	適切かつ有効	
区画	豊区第217号	豊区第217号	第1種	かき	行橋市大宇裏島地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	7	○	適切かつ有効	
区画	豊区第218号	豊区第218号	第1種	かき	行橋市大宇裏島地先	養島漁協	-	団体	令和5年度	7	○	適切かつ有効	
区画	豊区第219号	豊区第219号	第1種	かき	築上郡築上町大字湊地先	豊築漁協	椎田町	団体	令和5年度	5	○	適切かつ有効	
区画	豊区第218号	豊区第218号	第1種	かき	築上郡築上町大字安地先	豊築漁協	椎田町	団体	令和5年度	5	○	適切かつ有効	
区画	豊区第219号	豊区第219号	第1種	かき	豊前市大字松江地先	豊築漁協	松江浦	団体	令和5年度	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第220号	豊区第220号	第1種	かき	豊前市大字松江地先	豊築漁協	松江浦	団体	令和5年度	2	○	適切かつ有効	

共同・区画	免許番号 (R5.9から)	免許番号 (R5.8まで)	種別	漁業の種類 (対象種)	漁場の位置	漁業者 (漁協)	関係支所	団体・個別	報告の別表 となる期間(※ 1)	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ 有効な活用状況 合理的理由あり	備考
区画	豊区第221号	豊区第223号	第1種	かき	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和5年	-	-	合理的理由あり	休業
区画	豊区第222号	豊区第224号	第1種	かき	豊前市大字宇島地先	豊築漁協	-	団体	令和5年	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第223号	豊区第225号	第1種	かき	豊前市大字宇島地先	豊築漁協	-	団体	令和5年	2	○	適切かつ有効	
区画	豊区第224号	豊区第226号	第1種	かき	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	団体	令和5年	3	○	適切かつ有効	
区画	豊区第225号	豊区第227号	第1種	かき	築上郡吉富町大字小祝地先	吉富漁協	-	団体	令和5年	3	○	適切かつ有効	
区画	豊区第226号	(豊区第301号)	第1種	かき	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和5年	-	-	合理的理由あり	休業
区画	-	豊区第5号	第1種	のり	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和5年	3	-	-	令和5年8月31日 で免許終了
区画	-	豊区第6号	第1種	のり	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和5年	3	-	-	令和5年8月31日 で免許終了
区画	-	豊区第201号	第1種	かき	北九州市門司区大字柄杓田地先	豊前海北部漁協	-	団体	令和5年	6	-	-	令和5年8月31日 で免許終了
区画	-	豊区第209号	第1種	かき	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	曾根漁協	-	団体	令和5年	32	-	-	令和5年8月31日 で免許終了
区画	(豊区第226号)	豊区第301号	第1種	かき・わかめ	豊前市大字八屋地先	豊築漁協	八屋	団体	令和5年	-	-	-	わかめ養殖業を削 除し、豊区第226号 へ移行

※1 令和5年度・令和5年4月1日～令和6年3月31日、令和5年・令和5年1月1日～令和5年12月31日